

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月12日

【四半期会計期間】 第21期第1四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社NATTY SWANKY

【英訳名】 NATTY SWANKY Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井石 裕二

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目19番8号新東京ビル7F

【電話番号】 03-5909-3013 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 金子 正輝

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目19番8号新東京ビル7F

【電話番号】 03-5909-3013 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 金子 正輝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第20期 第1四半期 累計期間	第21期 第1四半期 累計期間	第20期
会計期間		自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日
売上高	(千円)	1,033,936	1,723,827	4,320,705
経常利益又は経常損失( )	(千円)	38,105	227,850	201,236
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失( )	(千円)	17,639	159,795	13,161
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	764,529	766,423	765,009
発行済株式総数	(株)	2,120,580	2,158,440	2,130,180
純資産額	(千円)	1,705,145	1,868,961	1,742,599
総資産額	(千円)	3,745,326	3,956,171	3,747,755
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	(円)	8.34	74.36	6.20
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	72.87	6.01
1株当たり配当額	(円)	-	-	5.00
自己資本比率	(%)	45.5	47.0	46.3

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第20期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により依然として厳しい状況が続いております。

外食業界におきましても、政府や自治体からの緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の発令等により、依然として厳しい経営環境が続いております。

当社では、感染対策を講じながら店舗営業の通常営業を再開したことにより客数が大きく増加しました。また、様々なお客様のニーズに対応すべく、テイクアウトやデリバリーサービス、ECサイトでの通信販売なども実施して参りました。なお、当第1四半期累計期間に新規直営店4店舗及び新規フランチャイズ店1店舗を出店し、直営店からフランチャイズへの切替を1店舗致しました。

上記の結果、当第1四半期累計期間における当社の業績は、売上高1,723,827千円（前年同期比66.7%増）、営業利益220,204千円（前年同期は40,902千円の営業損失）、経常利益227,850千円（前年同期は38,105千円の経常損失）、四半期純利益159,795千円（前年同期は17,639千円の四半期純損失）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等を当第1四半期会計期間より適用したことにより、売上高は12,976千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ1,024千円減少しております。

当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ208,416千円増加し、3,956,171千円となりました。これは、流動資産が94,155千円増加し2,076,469千円となったこと及び固定資産が114,260千円増加し1,879,702千円となったことによるものであります。

流動資産の主な増加は、営業活動に伴う現金及び預金の増加102,105千円によるものであります。

固定資産の主な増加は、新規出店に伴う有形固定資産の増加85,471千円及び差入保証金の増加18,369千円によるものであります。

一方、負債については流動負債が108,415千円増加し1,115,457千円となったこと及び固定負債が26,361千円減少し971,751千円となったことにより、2,087,209千円となりました。

流動負債の主な増加は、その他の増加136,310千円によるものであります。

固定負債の主な減少は、長期借入金の減少83,240千円によるものであります。

純資産については、配当金の支払10,649千円及び四半期純利益159,795千円を計上したことで利益剰余金が121,559千円増加したこと等により、1,868,961千円となりました。

#### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,432,000
計	6,432,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,158,440	2,158,440	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,158,440	2,158,440		

(注) 提出日現在発行数には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日(注)	28,260	2,158,440	1,414	766,423	1,414	753,023

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,127,900	21,279	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 2,180		
発行済株式総数	2,130,180		
総株主の議決権		21,279	

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社NATTY SWANKY	東京都新宿区西新宿一丁目 19-8 新東京ビル7階	100		100	0.00
計		100		100	0.00

(注)上記以外に、自己名義所有の単元未満自己株式92株を保有しております。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、Moore至誠監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。 第20期事業年度 EY新日本有限責任監査法人 第21期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 Moore至誠監査法人

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,678,853	1,780,958
売掛金	111,430	106,963
商品及び製品	28,321	27,349
原材料及び貯蔵品	3,061	2,922
その他	160,646	158,274
流動資産合計	1,982,313	2,076,469
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,673,680	1,753,047
減価償却累計額及び減損損失累計額	555,178	564,643
建物(純額)	1,118,501	1,188,403
その他	270,782	287,469
減価償却累計額及び減損損失累計額	152,061	161,403
その他(純額)	118,720	126,065
建設仮勘定	5,725	13,949
有形固定資産合計	1,242,948	1,328,419
無形固定資産	20,806	19,715
投資その他の資産		
差入保証金	405,481	423,850
関係会社株式	1,000	1,000
その他	95,205	106,716
投資その他の資産合計	501,686	531,567
固定資産合計	1,765,441	1,879,702
資産合計	3,747,755	3,956,171

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	222,409	197,483
1年内返済予定の長期借入金	356,377	342,027
未払法人税等	81,942	94,665
引当金	13,325	11,982
その他	332,987	469,298
流動負債合計	1,007,042	1,115,457
固定負債		
長期借入金	907,556	824,315
資産除去債務	36,103	36,124
その他	54,452	111,311
固定負債合計	998,112	971,751
負債合計	2,005,155	2,087,209
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	765,009	766,423
資本剰余金	751,609	753,023
利益剰余金	219,399	340,958
自己株式	658	658
株主資本合計	1,735,359	1,859,747
新株予約権	7,239	9,214
純資産合計	1,742,599	1,868,961
負債純資産合計	3,747,755	3,956,171

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
売上高	1,033,936	1,723,827
売上原価	305,407	457,718
売上総利益	728,528	1,266,109
販売費及び一般管理費	769,431	1,045,904
営業利益又は営業損失( )	40,902	220,204
営業外収益		
受取保険料	1,054	863
助成金収入	4,135	10,191
その他	56	213
営業外収益合計	5,246	11,268
営業外費用		
支払利息	1,998	2,428
その他	451	1,194
営業外費用合計	2,449	3,622
経常利益又は経常損失( )	38,105	227,850
特別利益		
固定資産売却益	-	12,091
助成金収入	23,886	-
特別利益合計	23,886	12,091
特別損失		
店舗閉鎖損失	3,086	-
特別損失合計	3,086	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	17,306	239,941
法人税等	333	80,145
四半期純利益又は四半期純損失( )	17,639	159,795

## 【注記事項】

## (会計方針の変更等)

## (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点は以下のとおりです。

1. フランチャイズ契約に基づく加盟料及び更新料について、従来は受領時に収益を認識しておりましたが、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識する方法に変更しております。

2. 当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、対応する費用と相殺した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は12,947千円減少、販売費及び一般管理費は11,951千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ995千円減少しております。

また、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金が27,586千円減少、前受収益が5,900千円増加、長期前受収益が29,808千円増加、繰延税金資産が8,121千円増加しております。

なお、収益認識会計基準第89 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28 - 15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

## (四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

## (税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

## (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の収束状況が不透明な状況が続いております。現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の状況経過により影響が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計

期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
減価償却費	32,714千円	39,305千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	10,534	5.00	2020年6月30日	2020年9月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	10,649	5.00	2021年6月30日	2021年9月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

製品及びサービスの名称	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
直営店売上	1,681,916
製品卸売上	17,073
FC売上	13,181
その他	11,655
顧客との契約から生じる収益	1,723,827
外部顧客への売上高	1,723,827

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、飲食事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	8.34円	74.36円
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	17,639	159,795
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失( )(千円)	17,639	159,795
普通株式の期中平均株式数(株)	2,114,600	2,148,861
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	72.87円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	44,046
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業 年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月11日

株式会社NATTY SWANKY

取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 高砂 晋平

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 浅井 清澄

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NATTY SWANKYの2021年7月1日から2022年1月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社NATTY SWANKYの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2021年6月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2020年11月13日付で無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年9月28日付で無限定適正意見を表明している。

## 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。